

[事案 14-2] 災害死亡保険金請求

- ・平成 14 年 5 月 8 日 裁定申立書受理
- ・平成 14 年 7 月 8 日 裁定打ち切り

< 申立人の主張 >

被保険者は過労が原因で弱った身体が悪霊(いわゆる死神)にとり憑かれ、脅迫され、裸足で無心に建物 10 階まで登り、半ば心神喪失状態で手摺を越え 3 階の踊り場に転落し死亡した。その時の心理・精神状態から過失責任に対する責任能力は無く、故意の意識も無かったものと考えられる。

極度の緊張、興奮、恐怖、驚愕等の異常な事態に直面した時、意思が正常に働く間もなく無心に行動をとり、不慮の事故に繋がったと推定せざるを得ない。

保険約款上の免責条項の故意、重大な過失及び精神障害のいずれにも該当せず、災害死亡保険金の支払いを受ける権利がある。

< 保険会社側の主張 >

本件は、自らの力で落下し、第三者による刑事事件の可能性はない。

被保険者は、自ら死亡する確率の高くなる 10 階まで上がり、誤まって乗り越える高さでない柵を強く蹴って狭い開口部より建物から相当離れた地点に落下したものと推認される。故意により起こった可能性が極めて高く、仮に故意がなかったとしても、柵を乗り越えて転落するのは重大な過失がある。

事故直前までの被保険者の行動は故意・重過失を問える状態であり、仮に心神喪失状態になっていたことが立証された場合は約款の「精神障害」に該当する。いずれにせよ災害死亡とは認められないので普通死亡保険金のみを支払う。

悪霊(死神)というものは科学的に存在が確認されておらず、極めて観念的情緒的な主張であり、到底受け入れられない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会としては、申立人の主張する霊の憑依による墜落死が保険約款の不慮の事故に該当するか否か及び保険会社が主張する免責事由に該当するか否かの判断、少なくとも、霊の憑依の有無について認定・判断することは適当でないと思料し、裁定打ち切りを通知した。

なお、その後保険会社より申立人宛て普通死亡保険金支払の手続きが行なわれた。